

週 報

「信じます。

不信仰なわたしを、
お助けください。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています
日本基督教団 西宮公同教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

koudou@gamma.ocn.ne.jp

小さな手大きな手

(前週よりのつづき)

大量の放射性物質を環境中に放出するという、取り返しの付かない事故を起こしたにもかかわらず、「想定外」ということで、何一つ責任を問われることのない東電柏崎・刈羽原発が「再稼働」に向って踏み出そうとしています。

事故は「想定外」だとしても、事故になってしまった時の、中でも原子炉が「溶融」するような事故になった時の原子力発電所が放射性物質を環境中に放出することになった場合のことは「想定」できます。

要するに、現在の東電福島です。

放出される放射性物質の処理は、どんな意味でも「処理不能」です。

「除染」と称して、降り注いだ放射性物質を「取り除いた」とされる、放射能汚染土壌、その為に使ったあらゆる道具、防護服、手袋、マスク、雑巾に至るまで、すべて処理不能です。そうしたものすべての「最終保管所」、それがどこにも得られない為に設けられた、中間貯蔵施設の、その期限が切れる為、既成事実を作る為、細切れの移設が計られていますが、仮に埋められている、およそ 1800 万トンと言われる、汚染物質の移設は、それが「処理不能」であるとすれば、やはり処理不能です。

溶融した原子炉からは、大量の高濃度の放射性物質が漏れ出していますが、その処理で生まれた放射性物質の処理も、処理不能で、様々な形で事故の東電福島の敷地内に溜まり続けています。

「除去」されたセシウム。

「除去」された多核種。この場合の、除去できなかつた多核種と、そもそもが除去不能のトリチウムは、海水で薄めて、海に流されています。処理不能なのです。

事故の原子炉からは、高濃度の放射性物質の使用済み核燃料が取り出されていますが、残ったままのものもあります。元々が遠隔操作であったその装置が壊れ

ており、その操作ができない為、その装置の修理が高い放射性物質に阻まれて難しい為、今も危険な為に残されています。

そもそも、炉心溶融で、「存在」そのものが危険である、東電福島の壊れた原子炉は、極めて危険なまま「手付かず」のままです。

そんな東電福島の事故で、環境中に放出され、降り注いだ放射性物質で汚染され、住んでいた人たちの町の全域が「帰還困難区域」残留放射線が 50m Sv/年以上になっている区域の一つが、双葉町です。

そこでは、限られた区域を除染し、「特定復興再生拠点区域」が設けられてきました。そこは、除染の結果、残留放射線量が、20m Sv/年以内になったとして、まず町の行政機能などが戻ることになりました。

もとより、行政機能だけでは町とは言えませんから、町と言うものの、誰より、何よりの主人公である「住民」の帰還の道筋を作る必要があり、住民が帰ってきて、住民の住む「特定帰還居住区域」が設けられることになりました。

もともとが、「帰還困難区域」の「特定帰還居住区域」ですが、帰還困難の解除が必要で、「来月（2025年11月）立ち入り緩和」は、その区域のことです。

